

津市農業委員会だより

第35号 令和3年12月発行

編集発行
津市農業委員会

〒514-8611

津市西丸之内23番1号

電話番号 059-229-3176



マコモ田と収穫されたマコモタケ (美杉町太郎生)

目次

津市の獣害対策の取組について……………2, 3
農業委員・農地利用最適化推進委員
候補者の推薦・募集について……………4, 5

労災保険 農業者のための特別加入制度……………6
農業者年金の資産運用について……………7
遊休農地の適正管理のお願い……………8

《広告のコーナー》

相続でお悩みの方へ

この実績が信頼の証
相続税申告実績 **540** 件超
相続に関するすべての相談は
中田会計事務所へ
相続財産のたな卸を一緒にしませんか？

※この案内をご覧になった方 **初回相談無料!**
電話番号: 059-232-9000

税理士法人 中田会計事務所

津市一身田中野132-1

中田会計事務所

検索



スマホで
確認!



※広告内容に関する質問等は、広告主に直接お問い合わせください。(広告主と津市農業委員会業務との直接関係はありません。)

津市の獣害対策の取組について

野生鳥獣による農産物（水稻、野菜、果樹等）の被害は、令和元年度は全国で 158 億円（三重県は 4 億 3,700 万円）となっており、全体の約 7 割がシカ、イノシシ、サルによるもので、近年ではアライグマなどの小動物による被害も多発しています。

一般的に野生鳥獣類は、鳥獣保護管理法の対象となり、むやみに捕獲することができないため、多発する被害を防ごうと、津市では令和 3 年 2 月策定の「津市アライグマ・ヌートリア防除実施計画」により、アライグマ等の捕獲を実施しています。

津市の獣害対策の 3 本柱として

1 有害鳥獣を減らす

市内、猟友会の協力により、シカ、イノシシ、サルの捕獲を推進する

2 有害鳥獣から農地を守る

補助金の活用により、電気柵、金網フェンスなどの設置を推進する

3 地域ぐるみで追い払い

各地域で地域対策協議会の設立を促し、地域ぐるみの獣害対策を推進するを掲げており、その取組内容については次のとおりです。



獣害対策その 1 個体数の調整

山間部で増えすぎた野生鳥獣を自然界に大きな影響のない範囲で減らすため、（一社）三重県猟友会に野生鳥獣の捕獲を委託しています。

また、有害鳥獣捕獲用檻の購入や製作に係る費用も補助しています。

獣害対策その 2 防護柵の推進

農地を防護柵で囲むなど、野生鳥獣が寄り付かない環境を整備しています。シカやイノシシなどからの被害防止のため設置する電気柵、金網柵、ネット柵、トタン柵の材料費の 1/2 を補助しています。（次ページ参照）

獣害対策その 3 地域ぐるみの取組の推進

現在、市内には 32 カ所の地域獣害対策協議会が設置され、地域ぐるみで下記のような取組など、有害鳥獣の追い払い活動や獣害を寄せ付けない環境整備、普及啓発活動などを行っています。

- 実証実験の取組
- 獣害対策交流会
- 追い払い道具取り扱い講習会

令和元年度以降に設立された獣害対策協議会

名 称	設立年月日
林獣害対策協議会	令和元年 6 月 30 日
竹原地区鳥獣被害対策協議会	令和元年 9 月 17 日
下之川地区獣害対策協議会	令和 2 年 4 月 5 日
香良洲梨部会獣害対策協議会	令和 2 年 4 月 30 日
多気地区鳥獣害対策協議会	令和 3 年 4 月 1 日

●津市単独補助事業【獣害対策関係】

補助事業名	補助金名称	交付目的	交付要件 (全ての要件を満たすこと)	交付対象経費	交付限度額	交付対象者
有害鳥獣防護柵設置事業	農産物鳥獣害対策事業補助金	農産物の生産意欲の向上及び安定生産を図る	①農用地区域内の農地 ②原則、0.5ha(中山間地域は、0.3ha)以上かつ2戸以上 ※工事費、作業料、日当、委託料は対象外	電気柵、トタン柵、網及び金網柵用原材料等の購入費用	対象経費の1/2 (1申請につき100万円を限度)	自治会、農業者団体、農業従事者等
	小規模農地鳥獣害防止事業補助金		現況が耕作可能な農地であること。原則受益戸数要件を設けない。ただし、水稲、麦、大豆等を作付する場合で、当該農地が他の農地と連担して一体的に防護することが効果的な場合は2戸以上とする。 ※工事費、作業料、日当、委託料は対象外		対象経費の1/2 (1申請につき8万円を限度)	
わな猟免許取得事業	わな猟免許取得費等補助金	有害鳥獣捕獲者の確保及び強化を図る	免許取得後、猟友会に入会し、3年以上有害鳥獣の捕獲に従事	講習会受講料及びテキスト代、受験手数料、医師の診断書料、猟友会入会料	対象経費の1/2 (1万4千円を限度)	農林業従事者、猟友会会員、農業共済加入者
有害鳥獣対策推進事業	有害鳥獣対策推進事業補助金	地域ぐるみでの有害鳥獣による被害防止の推進	①農業者を中心とした地域住民10人以上で構成する団体 ②規約等の定めがある	地域ぐるみでの有害鳥獣による被害防止活動に要する経費(別途、運用基準あり)	対象経費の1/2 (20万円を限度)	地域ぐるみにより獣害対策を推進する団体
有害鳥獣捕獲用柵設置事業	有害鳥獣捕獲用柵設置費等補助金	有害鳥獣による農産物の被害を防止	①自治会若しくは、農業者を中心とした地域住民10人以上で、規約等の定めがある団体又は猟友会の支部 ②わな猟免許を有する者に捕獲柵の設置及び管理をさせることができること	有害鳥獣捕獲用柵の購入費又は制作に係る材料費	対象経費の1/2 (感知器付きの柵 7万5千円を限度) (感知器なしの柵 4万5千円を限度) (感知器のみ 3万円を限度)	自治会、農業者団体の代表者、猟友会の支部に属する者

また、上記の補助金のほか、有害捕獲許可証の交付を受けた方を対象とした「有害捕獲報償金」があり、令和元年8月から、従来のシカ、イノシシ、サルの他、新たに小動物として、**アライグマ、ハクビシン、タヌキ、イタチ、アナグマ、ヌートリア、キツネ、ノウサギ**の8種類の動物も対象とし、報償金の拡充を行いました。

この他にも、鳥獣被害防止対策の一環として、加害鳥獣の捕獲を継続的に進めるため、新たな捕獲従事者の育成・確保を目的として、銃及びわなによる捕獲の技術研修会として「有害鳥獣捕獲基礎知識研修会」を開催しています。今年度はすでに11月20日(土)に開催されましたが、有害捕獲に興味のある方、またはわな免許取得後間もない方は、機会があればぜひご参加ください。

有害捕獲報償金

対象鳥獣	単 価
ニホンジカ(成獣)	10,000 円
ニホンジカ(幼獣)	3,000 円
ニホンザル(成獣)	25,000 円
ニホンザル(幼獣)	25,000 円
イノシシ(成獣)	8,000 円
イノシシ(幼獣)	3,000 円
小 動 物	1,000 円

※要件：狩猟免許を有し、各対象鳥獣の本市が許可する有害捕獲許可証を有する方。(小動物においては狩猟免許の有無は関係ありません。)



アライグマ



ハクビシン



アナグマ

【主な問い合わせ先】

◆津市農林水産政策課獣害対策担当 電話：059-229-3238 FAX：059-229-3168

◆各総合支所地域振興課

農業委員・農地利用最適化推進委員 候補者の推薦・募集について

令和4年3月31日の任期満了に伴い、新たに農業委員・農地利用最適化推進委員候補者の推薦・募集を行います。

●推薦・募集内容

	農業委員	農地利用最適化推進委員
主な業務	・農地法等に基づく農地の権利移動・転用などの審議や現地調査（毎月開催） ・農地利用最適化推進委員と連携し、農地利用の最適化を推進（担い手への農地利用集積、遊休農地の発生防止・解消など） ・農地パトロールや農家相談 ・地域が開催する人・農地プラン作成等の会議への参加 ・定期的開催する総会や事業推進会議、地域別事業推進会議、研修会等への参加	・農業委員と協力しながら、担い手への農地利用集積、遊休農地の発生防止・解消などの農地利用の最適化の推進活動 ・日常的な農地パトロールや農家相談 ・地域が開催する人・農地プラン作成等の会議への参加 ・農地法等に基づく農地の権利移動・転用などの現地調査（毎月開催） ・定期的開催する事業推進会議や地域別事業推進会議、研修会等への参加
応募資格	農業に関する知識を持っている人で、原則、津市内に住所を有し、居住している人	農地利用の最適化の推進に熱意と知識を持っている人で、原則、津市内に住所を有し、居住している人
募集人数	24人（農業委員会の所掌事務に利害関係のない人を含む） ※原則、認定農業者として津市に登録されている人の推薦・応募をお願いします。	86人（地区からの推薦・募集） ※各地区の定員は別表（次ページ）参照
報酬・費用弁償	「委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき支給します。	
任期	令和4年4月1日から令和7年3月31日まで（3年間）	委嘱する日から農業委員の任期満了（令和7年3月31日）まで
推薦・応募用紙	【推薦の場合】 津市農業委員会委員候補者推薦書 【応募の場合】 津市農業委員会委員応募申込書	【推薦の場合】 津市農地利用最適化推進委員候補者推薦書 【応募の場合】 津市農地利用最適化推進委員応募申込書
候補者の選考	ご提出いただきました書類を基に、地域のバランス、年齢、性別などに配慮の上、候補者の選考を行います。 なお、必要に応じて、面接を実施する場合があります。 また、選考の結果は後日通知します。	ご提出いただきました書類を基に、農業委員会で候補者の選考を行います。 なお、必要に応じて、面接を実施する場合があります。 また、選考の結果は後日通知します。

●農地利用最適化推進委員の地区別定員

区域名	定員(人)	区域名	定員(人)	区域名	定員(人)
津地域		芸濃地域		一志地域	
橋北・敬和・養正・新町・橋南地区	1	椋本地区	3	大井地区	2
		明地区	1	波瀬地区	1
		安西地区	2	川合地区	3
神戸地区	2	雲林院地区	1	高岡地区	2
安東地区	4	美里地域		白山地域	
楡形地区	3	辰水地区	2	家城地区	1
藤水地区	1	長野地区	1	川口地区	1
高茶屋地区	1	高宮地区	1	大三地区	2
雲出地区	2	安濃地域		倭地区	1
一身田地区	3	草生地区	3	ハツ山地区	2
白塚地区	1	村主地区	2	美杉地域	
栗真地区	1	安濃地区	3	竹原地区	1
片田地区	1	明合地区	2	八知地区	1
高野尾地区	3	久居地域		太郎生地区	1
大里地区	3	久居地区	2	伊勢地地区	1
香良洲地域		桃園地区	3	八幡地区	1
香良洲地区	1	戸木地区	1	多気地区	1
河芸地域		七栗地区	2	下之川地区	1
豊津地区	1	榊原地区	1	合計	86
上野地区	1	須ヶ瀬地区	1		
黒田地区	3	稲葉地区	1		

女性や青年の推薦・募集を積極的にお願いします。



●必要書類

推薦・応募用紙は、農業委員会事務局（市本庁舎 6 階）または各総合支所地域振興課、各出張所の窓口にあるほか、津市ホームページからもダウンロードできます。

●申し込み

書類に必要事項を記入し、自署もしくは記名押印の上、農業委員会事務局（市本庁舎 6 階）または各総合支所地域振興課、各出張所いずれかの窓口へ直接提出してください。

郵送の場合は農業委員会事務局（〒514-8611 住所不要）へ提出してください。

●締め切り

令和 4 年 1 月 24 日（月）必着



労災保険は、本来、労働者の負傷、疾病、障害、死亡などに対して保険給付を行う制度ですが、加入義務のない農業者の方も、一定の要件のもとに特別加入という形で任意加入できます。

平成 30 年度から、農作物を市場等まで運ぶ**出荷作業**、出荷作業後に行われる**販売作業**も対象になりました。

農業者の場合には、次の 3 つの区分のいずれかに該当する方が特別加入することができます。

①特定農作業従事者の方

自営農業者（兼業農家を含む）の方で、年間の農業生産物総販売額が **300 万円以上**または、経営耕地面積 **2 ヘクタール以上**の規模であり、トラクター等の農業機械を使用するなど、特定の農作業を行う方。

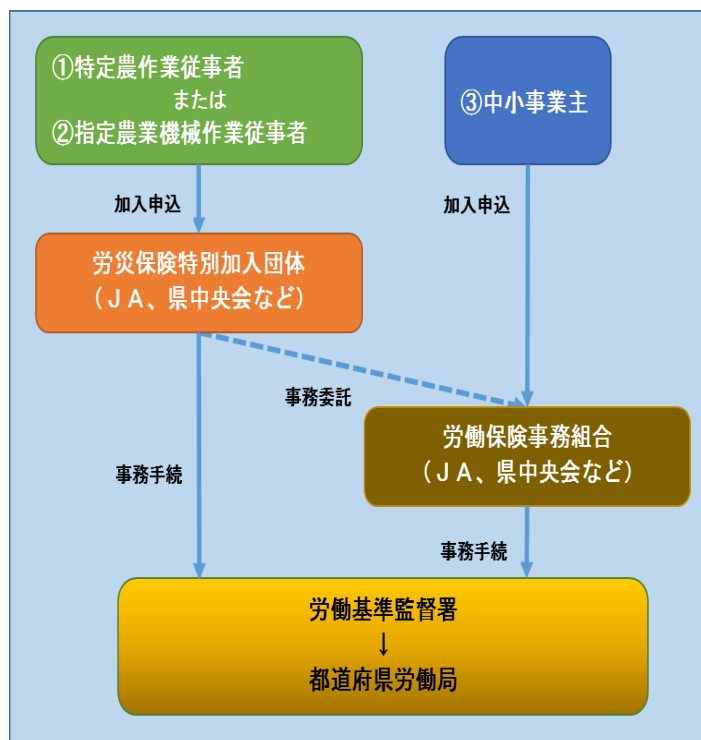
②指定農業機械作業従事者の方

自営農業者（兼業農家を含む）の方で、指定された機械（動力耕耘機その他の農業用トラクター、動力溝掘機、自走式田植機、自走式防除用機等）を使用し農作業を行う方。

③中小事業主の方

常時 **300 人以下の労働者を使用**する事業者本人及びその家族従事者（法人の場合は代表者以外の役員）の方。（**1 年間に 100 日以上にわたり労働者を使用**することが見込まれる方）

●加入手続について



●補償の内容について

■療養補償給付 療養給付

必要な治療が無料で受けられます。

■休業補償給付 休業給付

休業 4 日目以降、休業補償と特別支給金が支給されます。

■障害補償給付 障害給付

障害の程度に応じた年金または一時金が支給されます。

■遺族補償給付 遺族給付

遺族人数に応じた遺族年金または遺族一時金が支給されます。

■葬祭料 葬祭給付

給付基礎日額に応じた額が支給されます。

■傷病補償年金 傷病年金

障害の程度に応じた額が支給されます。

保険料など、さらに詳しい情報を知りたい方は、最寄りの JA などにお問い合わせください。

農業者年金の資産運用について ～年金資産を安全かつ効率的に運用～

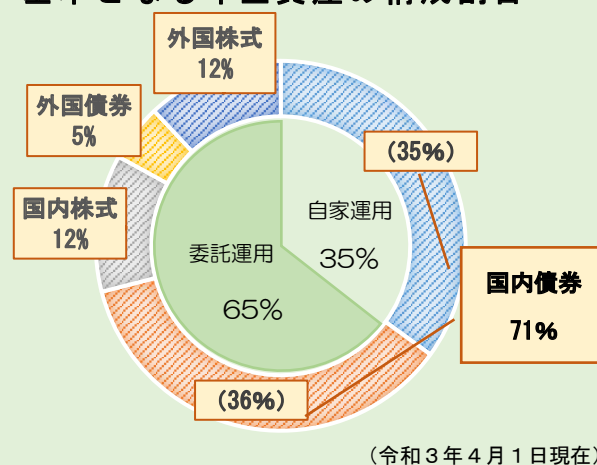
独立行政法人 農業者年金基金は、加入者が保険料を支払ってから、年金を受け取るまでの間、その保険料や保険料の国庫補助金（年金資産）を運用して、将来の年金給付の財源としています。

- ①被保険者・待機者が支払った保険料は、国内債券を中心に株式等を組み合わせて長期運用
- ②受給権者になると、年金資産は国内債券で運用
- ③資産運用がマイナスになった場合は、マイナス分を補う仕組みあり（65歳年金裁定時のみ）
- ④積立・運用状況を毎年お知らせ

●安全性と一定の利回りの確保を目指した運用

農業者年金は、被保険者と待機者であるときの資産運用は、年金資産の安全かつ効率的な運用のため、長期にわたり維持すべき資産割合を設定して、右の円グラフのように複数の資産に分散し、リスクの少ない国内債券を中心に株式等を一定割合組み合わせて、一定の利回りを確保するよう運用しています。（期待する運用利回りは1.57%、想定される乖離幅3.9%）

基本となる年金資産の構成割合



5年平均利回り

	5年の平均利回り
平成14～18年度	3.45%
平成15～19年度	3.43%
平成16～20年度	0.27%
平成17～21年度	1.36%
平成18～22年度	▲0.53%
平成19～23年度	▲0.70%
平成20～24年度	2.12%
平成21～25年度	5.69%
平成22～26年度	5.62%
平成23～27年度	5.49%
平成24～28年度	5.67%
平成25～29年度	4.72%
平成26～30年度	3.51%
平成27～令和元年度	1.36%

年金資産の運用実績

	運用利回り
平成14年度	▲4.65%
平成15年度	5.99%
平成16年度	3.40%
平成17年度	9.80%
平成18年度	3.27%
平成19年度	▲4.73%
平成20年度	▲9.25%
平成21年度	9.14%
平成22年度	▲0.06%
平成23年度	2.36%
平成24年度	9.62%
平成25年度	7.75%
平成26年度	8.78%
平成27年度	▲0.69%
平成28年度	3.26%
平成29年度	4.75%
平成30年度	1.71%
令和元年度	▲2.08%

平均運用利回り 2.55%

※農業者年金と国民年金基金（旧みどり年金を含む）の年金や確定拠出年金（イデコ）に重複加入はできないことになっています。農業者年金に加入した場合には、加入した時点でそれらの加入資格を失うことになり、脱退扱いとなります。

（記事の内容については、一般社団法人 全国農業会議所発行の「農業者の老後に安心を 農業者年金制度と加入促進 2021年度版」から引用しました。）

遊休農地の適正管理(草刈り等)のお願い

遊休農地とは？

農地法において、耕作されておらず、かつ、引き続き耕作されないと見込まれる農地や農業上の利用が周辺農地の利用に比べると、著しく劣っている農地のことをいいます。



遊休農地をそのままにしておくと害虫等が発生するなど近隣の農地に悪影響を及ぼす可能性があります。

定期的な草刈りを行い、いつでも農地として利用できるように適正な管理をお願いします。

また、畦畔や法面についても、台風などによる被害がない場合でも長い間に形状の劣化や破損が見られることがあります。形状回復等の対策を行い、かんがい用水を有効利用することができる状態に保全管理することが大切です。

編集後記

師走も半ばを過ぎ、何かと心せわしくなってきました。そろそろ来年に向けての準備を始められる頃ではないでしょうか。

本号では現委員の任期満了による委員の推薦・募集の記事を掲載しましたが、この号が編集委員として携わる最後の号となりました。

これまでの編集活動を振り返ると、昨年の6月号は新型コロナウイルスの感染防止対策として活動を見合わせ、初めて農業委員会だよりの発行中止を経験しました。今ではマスクの着用、人との距離の確保など、感染防止への行動が日常となつていますが、当時は初めての緊急事態宣言が発令されるなど、戸惑いを覚えたものです。

来年はコロナ禍の状況がどう変化するかわかりませんが、少しでも終息に近づき、委員活動等が普通にできることを願っています。

田村 明

＊＊編集委員＊＊

委員長	坂野 大徹
副委員長	中野 たつ子
委員	喜多 義幸
	田村 明
	結城 晋三
草深 みつよ	諸戸 善昭

津市のホームページから各種申請書、届書等のダウンロードができます。

津市農業委員会事務局

<https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1554898097745/index.html>

検索

《広告のコーナー》

地産地消!! ～許認可・届出等の手続きは～
地元の『行政書士』にご相談ください!!

- ✓農地や市街化調整区域に家を建てたい
- ✓赤道の払い下げを受けたい
- ✓相続手続き、遺言書や契約書を作りたい

三重県行政書士会 津支部

検索



「農業経営収入保険」は
様々なリスクから農業経営を守ります。

新型コロナウイルスの影響で
販売収入が減少した場合も補償の対象になります。

三重県農業共済組合津支所
津市上浜町六丁目81番地11
☎:059-224-0505

※広告内容に関する質問等は、広告主に直接お問い合わせください。(広告主と津市農業委員会業務との直接関係はありません。)